

令和6年度が始まりました。新規採用の方や今年から母子保健事業を担当される方々などに、役立つ情報を発信していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回は、産後ケア事業のアンケート結果と母子保健医療対策総合支援事業の取扱い等についてです。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

..... 産後ケア事業に関するアンケートの集計結果について.....

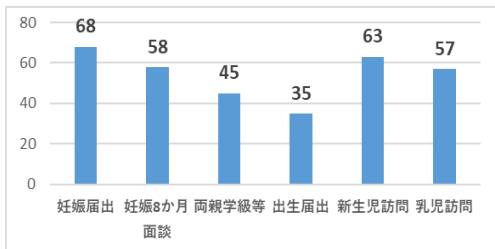
昨年度末に実施しました、産後ケア事業に関するアンケートに全市町村から回答をいただきました。

ご協力ありがとうございました。(令和6年1月1日現在の状況について回答)

集計結果について一部抜粋して報告します。

※数値:市町村数

○妊産婦等への周知機会



○実施状況

	実施数	国庫補助申請の有
宿泊型	73	65
通所型	62	53
訪問型	36	32

○利用者負担割合 () 市町村数

※宿泊型のみ掲載

	1位	2位	3位
課税世帯	2割 (31)	3割 (24)	1割 (8)
非課税世帯	負担なし (23)	1割 (20)	3割 (13)
生活保護	負担なし (66)		

○対象時期 () 市町村数

	1位	2位	3位	4位
宿泊型	1年 (40)	4か月 (15)	3か月 (8)	5か月 (3)
通所型	1年 (41)	4か月 (6)	2年 (4)	1年半 (2)
訪問型	1年 (24)	1年半 (6)	2年 (3)	3か月 (1)

○減免支援事業

() R6年度実施予定

	すべての産婦	非課税世帯
宿泊型	7 (22)	13 (15)
通所型	4 (17)	9 (13)
訪問型	4 (13)	6 (11)

○市町村負担の上限額

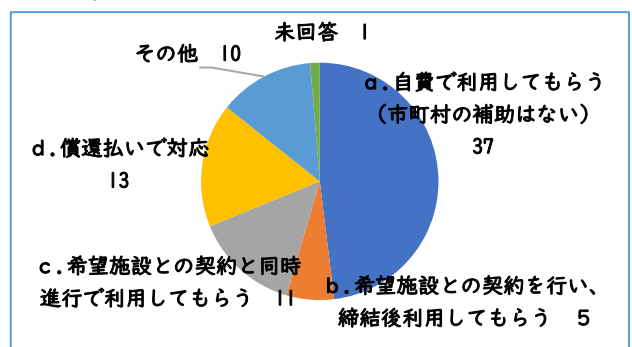
(助成券等は含まない)

	市町村上限額	上限なし
宿泊型	12,500円～53,000円	12
通所型	7,000円～25,500円	18
訪問型	5,000円～12,500円	12

○多胎産婦への支援

実施	補助内容 () 市町村数
回数の支援	5 状況に応じて実施
市町村負担の支援	19 ・4,000円～6,000円(9) ・利用料加算の8割～10割(6) ・自己負担額(2,000円～3,000円)以上の料金(2)

○里帰りへの支援



○その他

- ・助成券等 (1,000円～3,000円)を配布または申請後交付している：14
- ・非課税世帯の自己負担なし
宿泊型：23 通所型：21 訪問型：15

〈アンケート結果から〉

産後ケア事業は様々な機会をとらえて妊産婦に周知されていきました。事業内容については利用者負担割合や利用できる対象時期、市町村の負担上限額等人口規模に関わらず市町村によってかなり幅があります。

○非課税世帯の減免支援について

減免支援事業に該当する場合がありますので、裏面の情報を参考に事業の活用をご検討ください。

○子育て支援事業の母乳相談等を実施している市町村は、今回のアンケートでは把握していません。

各市町村のアンケート結果の詳細については、4月15日付メールにて配信しましたので、今後の事業見直しの参考にしてください。

…… 母子保健医療対策総合支援事業の取扱い……

次の2点についてこども家庭庁に確認しました。

産後ケア事業 利用者負担の減免支援（非課税世帯）について

非課税世帯の利用料を課税世帯より低く設定している市町村の国庫補助申請

例 利用料 3万円の施設の場合

自己負担額	課税世帯	A市: 2割負担 (6,000円) B市: 3割負担 (9,000円)
	非課税世帯	A市: 1割負担 (3,000円) B市: 負担額なし (0円)

- …① ①-②=利用料の引き下げと考える。
A市: 3,000円 ⇒ 1/2を国庫補助申請可
- …② B市: 9,000円 ⇒ 上限5,000円の1/2を国庫補助申請可

産後ケア事業のアンケートより

(宿泊型) 課税世帯自己負担額(割合) > 非課税世帯自己負担額(割合) = 49市町村

減免支援事業の国庫補助申請が可能と思われます。

低所得の妊婦に対する初回産科受診料の対象について

助成対象	助成対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・初回受診時の妊娠判定に係る検査費用 ただし、保険診療外に限る ・初診料 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険診療での検査等 ・選定療養費 ・紹介状がない場合の「特別の料金」 ・2回目以降の受診費用



市町村からの お問い合わせ

1か月児健診を実施するにあたって、医療機関に委託する内容と保健師等が訪問などで把握できる情報を合わせて1か月児健診とすることはできるのか？

令和6年2月5日付でこども家庭庁から「令和5年度母子保健衛生費国庫補助金(令和5年度補正予算)に係るQ&Aについて」で、1か月児及び5歳児健康診査支援事業について通知されています。

○問4(赤ちゃん訪問等における一部の事項の把握について)の回答

赤ちゃん訪問等で事前に把握した情報を、医師が確認したうえで1か月児健診を行う場合は国庫補助の対象として差支えありません。健診後に赤ちゃん訪問等を行う場合は、国庫補助の対象外となります。

また、問3(実施対象者について)の回答に「実施要項の(5)項目等に定められている事項についてはすべて実施する必要があります」とあります。問診票や健康診査票の内容や取扱いについて検討が必要かと思われます。

母子保健推進員から

5年間、母子保健推進員としてお世話になりました。

5年間のうち約半分はコロナウイルス感染症に翻弄された時間でした。本来の母子保健活動ができない中で、市町村では安心・安全な乳幼児健診のために試行錯誤し、不安を抱えた母親に寄り添い、保健所ではコロナ禍でも管内市町村の連携が途切れないよう工夫されている姿に、皆様のパワーを感じ、頼もしく思いました。

母子保健にもいろいろな変化が押し寄せてきていますが、皆様が明るく楽しく母子保健に取り組めることを願っております。そして、センターをその仲間に入れていただけたらと思います。

皆様、5年間、ありがとうございました。(小山)

4月に母子保健推進員として着任しました、森谷と申します。

3月までは児童相談所の保健師として児童福祉の立場から母子の相談支援や市町村支援に携わっていました。

時代の変化と共に母子保健に関わる者にも変化が求められ、過渡期を迎えていると感じております。皆様のお声を聞かせていただきながら、共に母子保健に携わって参りたいと思います。お気軽にご連絡ください。よろしく願いいたします。



お読みいただいたご感想・ご意見をお寄せください。お待ちしております。

担当圏域	母子保健推進員	連絡先
東信・北信	森 谷	長野県庁 保健・疾病対策課 026-235-7141(直通電話)
中信・南信	嶋 田	